



「建築設備士」こそが建築設備の 設計・工事監理資格者である

社団法人建築設備技術者協会

前会長 牧村 功

(社)日本設備設計事務所協会と(社)建築設備技術者協会は、「建築設備士」の設計技術と社会的地位向上に向け、長年連携を図り活動してきた。

建築設備技術者が社会に貢献していくための必要条件は、継続職能開発（CPD）と業務権限のある法的資格である。

2003年4月に建築設備士関係団体CPD協議会^{*1}を設立し、建築設備技術者のCPDを推進してきた。2006年4月には建築CPD情報提供制度が運用開始され、建築設備士CPD記録が活用されている。

耐震強度偽装事件発覚後の2005年12月には、建築設備六団体協議会^{*2}を設立し、「建築設備士に設計・工事監理業務の法的権限付与」に向け、国と社会に訴え続けてきた。2007年12月の建築士法の改正では、残念ながら「建築設備士」の法的位置づけは従来どおりの建築士のアドバイザーに留まり、設備設計一級建築士の制定によって社会的地位の相対的低下に繋がった。

2010年3月から開催されている、「建築基準法の見直しに関する検討会」では、多くの委員から「建築設備士に建築設備設計の業務権限付与を！」との意見が出されており、最終検討会でこれらの意見が委員の総意として纏められることを願っている。

ここに、(社)建築設備技術者協会の意見を述べる。

建築設備に要求される性能は、安全・安心・健康はもちろんのこと、快適性・利便性・機能性・信頼性・経済性・生産性、さらには地球や都市環境の視点からの資源の有効利用・省エネルギー・環境調和など多様である。

特に近年では、建築物の年間消費エネルギー量の大幅削減、300m²以上の新築工事着手前の省エネルギー計画書提出、ZEB化の推進・検証などの環境関連性能向上施策が求められている。

また、200年建築の構築・維持保全・設備改修、災害対策、特に震災後、一定期間を経て通常の建築設備機能を確認でき、業務に支障なく運用できるBCP・BCMなどによる耐久性能も重要事項となっている。

建築設備設計者はこれら社会からの性能要求に応えていく義務がある。

2010年4月時点では、専門資格付与講習・考査により、「設備設計一級建築士」が3,702人誕生したが、資格者の大多数が建築系学科出身で、かつ、建築あるいは空調・衛生設備の専門家であり、建築設備設計のみならず法適合確認業務を行うことにも支障があり、絶対的人員不足と電気専門分野不足をきたしている。

建築設備の要求性能を満たす設計をしているのは、3万4千人の「建築設備士」であり、その約7割を機械系や電気系の専門学科で教育を受けた技術者が占め、空調・衛生と電気の専門分野に別れ活動している。

この建築設備資格制度が抱えている問題点を解消するには、「建築設備士」に設備設計・工事監理の業務権限を付与することが不可欠である。

設計チームを、専門分野を担当する業務権限を持った「統括・意匠建築士」と「構造設計一級建築士」、そして「建築設備士」で構成すれば、高度化・複雑化した高品質の建築物の構築が可能となるであろう。

『建築設備士への業務権限付与』は、社会にとってさらに消費者にとって安心・安全な街づくり、社会づくりの有効な手段となりえよう。

* 1 建築設備士関係団体CPD協議会：(社)空気調和・衛生工学会、(財)建築技術教育普及センター、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会。

* 2 建築設備六団体協議会：(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本空調衛生工業協会、(社)日本設備設計事務所協会、(社)日本電設工業協会。